

2月8日から3月15日まで

納税(申告)相談を行います

町では、2月8日から3月15日まで、令和2年分納税(申告)相談を行います。地区指定日に来られない人は、毎週木曜日の窓口延長日や休日相談日(2月21日、3月7日)などを全地区の受付日としていますので、ご利用ください。

町・県民税の申告について詳しくは、後日全戸回覧する「納税(申告)相談のご案内」を確認してください。

また、申告と課税に関する情報を町のホームページに詳しく掲載していますので、参考してください。

▽**町・県民税**
個人の町・県民税の申告と課税の計算(所得金額と所得控除)



▽**令和2年分申告からの主な変更点**

- 基礎控除が一律10万円引き上げられます。(33万円→43万円)
- 基礎控除の適用上限額が定められました。(所得2500万円以上は基礎控除なし)
- 給与の所得控除および公的年金等の所得控除が一律10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が引き下げられます。(最大220万円→最大195万円)
- 公的年金等所得控除の上限額が定められました。(最大195万円5千円)
- 婚姻歴や性別に関わらず、一定の要件を満たす場合に控除が適用される「ひとり親控除」が創設されました。

▽**相談会場での感染症対策**

会場受付で検温を行います。37.5度以上の発熱や感染症などの症状がある場合は、

後日の受け付けをお願いします。場合があるため、ご了承ください。

▽**定期的に換気を行います。**

換気などにより、会場内が寒くなる場合がありますので、来場される際は、防寒対策にご協力ください。

▽**課税対象となる給付金**

持続化給付金など、新型コロナウイルス感染症による事業への影響に関連して支給される助成金などについては、減少した収入や経費などへの補てんのため、事業収支と合わせて申告が必要になります。

※事業所得を申告する場合、給付金をその事業に係る収入とみなして、事業収入および経費と合わせて所得を計算するため、課税対象となる給付金の支給があっても、最終的に課税とならない場合があります。

☎ 66-2111-1 内線132、133、134

納税相談日程表

【会場】総合センター2階「産業経営相談室」

期 日	受付時間		対象地区など
	午 前	午 後	
2月 8日(月)			年金所得、給与所得のみの人
9日(火)	8:45~11:30	13:00~16:00	田子、城内小路
10日(水)			下町、新町
11日(木)	建国記念の日		
12日(金)	8:45~11:30	13:00~16:00	浦子内
13日(土)			
14日(日)			
15日(月)			茶屋場
16日(火)		13:00~16:00	四日市、江刈川
17日(水)	8:45~11:30		田代、星野
18日(木)		13:00~18:00	時間延長日 全地区
19日(金)		13:00~16:00	江刈馬淵、泉田、小苗代
20日(土)			
21日(日)	9:00~11:30	13:00~16:00	休日相談日 全地区
22日(月)	8:45~11:30	13:00~16:00	土谷川、平船、馬場、垂柳
23日(火)	天皇誕生日		
24日(水)		13:00~16:00	大沢、橋場、野中
25日(木)	8:45~11:30	13:00~18:00	時間延長日 全地区
26日(金)		13:00~16:00	山岸、遠矢場
27日(土)			
28日(日)			
3月 1日(月)			車門、五日市、栗山
2日(火)		13:00~16:00	中村、寺田
3日(水)	8:45~11:30		小田、田野
4日(木)		13:00~18:00	時間延長日 全地区
5日(金)		13:00~16:00	冬部、市部内
6日(土)			
7日(日)	9:00~11:30	13:00~16:00	休日相談日 全地区
8日(月)			吉ヶ沢、上外川、名前端、毛頭沢
9日(火)		13:00~16:00	元木
10日(水)	8:45~11:30		小屋瀬
11日(木)		13:00~19:00	時間延長日 全地区
12日(金)		13:00~16:00	全地区
13日(土)			
14日(日)			
15日(月)	8:45~11:30	13:00~16:00	全地区

源泉徴収票の発行について (公的年金等)

令和2年分公的年金等の源泉徴収票が1月中旬から順次送付されます。確定申告の際に必要な書類ですので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

【送付対象】
老齢・退職を事由とする年金を受給している人。

【再交付】
紛失などにより、再交付を希望する場合は「ねんきんダイヤル」または「ねんきんネット」で再交付申請が可能です。
▶日本年金機構 **ねんきんダイヤル**
☎0570-05-1165

【その他】
障害年金や遺族年金は、非課税所得のため、源泉徴収票は送付されません。
☎ 住民会計課 ☎66-2111 内線125

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署では、令和2年分申告書作成会場を次のとおり開設します。なお、申告書や申請書などには、マイナンバーの記載が必要です。

【場所】
アイーナ7階(盛岡駅西通1-7-1)

【期間】
2月8日(月)から3月15日(月)の平日
※ただし、2月21日(火)と2月28日(日)は開設しません。

【時間】
9時から16時まで

【その他】
申告書作成会場の混雑緩和のため、税務署が開設する会場への入場には「入場整理券」が必要になります。入場整理券は、各会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◀LINEアカウントQRコード▶



☎盛岡税務署 ☎019-622-6141(代表)

マイナンバーカードの申請をサポートします！

町では、納税(申告)相談の待ち時間を利用して、マイナンバーカードの申請サポートを行います。まだ、取得していない人は、この機会をご利用ください。

【内容】
▷マイナンバーカード用の写真撮影
▷インターネットを利用したカード申請の補助

【必要なもの】
▷マイナンバー通知カード
▷交付申請書(通知カード下側のQRコードが付いている用紙)
※申請書がお手元ない場合は、役場で再発行することができます。

▷本人確認書類(保険証、診察券、運転免許証など) **3種類**

